冷却塔仕様書

1 目的

本仕様書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下、「機構」という。)が 発注する冷却塔の導入について必要な事項を定めたものである。本仕様書の内容は、当該装置導入にあ たり必要とする最低限の要件を示している。本仕様書に記載されていない事項であっても、導入及び装 置性能を発揮させるために当然必要と考えられる設備等については、全て完備すること。

2 品名及び数量

本装置の構成及び数量については、以下のとおりである。

品名	数量
冷却塔 本体	1
補助タンク(冷却塔を上部に設置する高架台を含む)	1

3 納入期限

令和6年3月15日

4 納入場所

(1) 施設名 :福島ロボットテストフィールド

(2) 所在地 :福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番

(3) 設置条件:屋外設置(連続稼働耐久試験棟北側)

5 適用の範囲

車上渡し。

但し、分割搬入の場合は、当機構が手配するラフテレーンクレーン等による指定場所への設置後、組立までとする。

6 検収

本装置納入に係る設置・組立作業終了後、納入者及び当機構担当者が作業結果を立会い、提出書類の 確認を行い、合格をもって検収とする。

7 提出書類

受注者は、納入にあたり、下記書類を機構担当者に提出すること。なお、提出書類は全て日本語表記とする。

(1) 作業計画書:円滑に装置の搬入・組立を行うための工程表(搬入開始1ヶ月前まで) 2部

(2)納入仕様書:装置本体、付属品の仕様書及び関連図面 2部

(3) 取扱説明書:装置本体及び付属品の取扱説明書 2部

(4) 社内検査成績書 2部

8 機器仕様

項目		機器仕様
冷却	塔形式	開放式
白煙	防止	不要
冷	入口水温	3 7 ℃
却	出口水温	3 2 ℃
仕	外気湿球温度	2 7 ℃
様	循環水量	変流量 24871/min .及び 15871/min.
送	電源	3相200V50Hz
風	極数	4
機	定格電流	3 2 A 以下
補	容量	公称容量7.2 m³以上、有効容量4.3 m³以上
助	凍結防止用ヒーター	凍結防止用ヒーター3相200V1kW以上を装備のこ
タ		と。(温度ヒューズもしくは過熱防止サーモ付)
ン	槽内照度率	0.1%以下
ク		
大きさ (冷却塔及び補助タンク高架台含む)		幅1000cm以下
		奥行 5 0 0 cm 以下
		高さ600cm以下(手摺及び梯子を含まず)
耐塩性		耐塩仕様
耐震性		1 G以上
JIS 適合性		JIS B8609 強制通風式クーリングタワー性能試験方法
		により上記仕様を満足すること。
付帯品		上部歩廊、散水槽蓋、手摺、ガード付梯子
運転質量		9300kg以下

9 保証期間

本装置の納品の日から1年とする。ただし、メーカー等が別に定めた保証期間が1年を超える場合は それを適用する。

10 保証の対象

- (1) 取扱説明書等に基づく正常な使用状態のもとで機器及びソフトウェアに発生した障害
- (2)機器本体、付属機器及びソフトウェアに明らかな瑕疵が認められる場合

11 保証の対象外

- (1)消耗品
- (2) 使用者の責に帰すべき理由により発生した障害
- (3) 火災・地震・落雷・その他の天変地変による障害

12 障害発生時の対応

受注者は保証期間内外を問わず、以下の対応体制をとること。

- (1) 日本国内に、障害発生時の連絡、対応をする部署を設置し、連絡先を指定すること。
- (2)保守体制の対応時間は、休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12月29日から1月3日)を除く午前9時から午後5時までとする。
- (3) 障害発生の連絡を受けた際、内容を確認のうえ、技術者の派遣が必要と判断された場合は、速やかに技術者を派遣すること。
- (4) 障害確認の結果、軽易なものと判断された場合には、その場で速やかに対応すること。
- (5) 障害確認の結果、重大な障害と認められ、メーカーのサービスセンター等での対応が必要と判断された場合には、使用者と受注者が協議し、対応すること。
- (6) 障害発生の連絡があった日から障害復旧までは 5 営業日以内を原則とし、速やかに対応すること。

14 対応報告書の提出

障害復旧完了の後、3 営業日以内に障害の状況、原因及び対応内容を記載した報告書を提出すること。

15 その他

- (1) 本装置の納品作業に関する連絡、取扱説明、メンテナンス等における言語は日本語を使用すること。
- (2) 本装置の運送、搬入、組立、設置、動作確認及び調整に係る費用は全て受注者が負担すること。
- (3) 納入作業は発注者の指示に従い行うこと。また、納入作業時、建築物及び付属設備に損傷を生じないよう配慮すること。損傷が発生した場合、受注者は速やかに復旧させるものとし、復旧に係る費用は受注者が負担すること。
- (4) 本装置の梱包は、受注者が開封し、破損がないか確認すること。また、納入後不要となった梱包材等の廃棄物は受注者が責任を持って処分すること。なお、廃棄物の処理費用は受注者の負担とする。
- (5) 本装置及び本装置を構成する部材は全て新品であること。
- (6) 本装置を使用するために必要となる、各種ソフトウェアのインストールは受注者が行うこと。
- (7) 本装置の納品にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (8) 本装置の使用者に対し、装置の機能、取扱、操作、整備方法等について、必要な説明を行うこと。ただし、説明の実施場所、時期及び内容は別に協議のうえ定めるものとする。なお、説明に必要となる諸経費は全て受注者の負担とする。
- (9) 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。

以上